

# 香川県パワーリフティング協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、「香川県パワーリフティング協会(Kagawa Powerlifting Association =KPA)」と称する。

(目的)

第2条 本協会はアマチュアパワーリフティング競技愛好者相互の協力によって、パワーリフティング競技及び広くレジスタンストレーニングを通じ、香川県下組織体制を確立し、パワーリフティング競技の普及と発展を図り、県民の体力向上、健康増進によって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(パワーリフティング協会への加盟)

第3条 本協会は、香川県下におけるパワーリフティング競技に関する唯一の統一組織として、社団法人日本パワーリフティング協会に加盟し、広く香川県下にパワーリフティング競技の普及と発展に努める。

(事業)

第4条 本協会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 香川県全域競技会の開催
2. 全国及び四国ブロック競技会への選手と役員の派遣、後援、協力並びに全国及び四国ブロック競技会の企画、開催に係わる事項
3. 競技用器具の開発及び調達・保管
4. 競技技術に関する研究
5. 競技の指導者及び審判に従事する者の育成
6. 競技に関する県内外との交流及び情報の交換
7. 報道機関及び関係諸団体との交流及び情報の交換
8. その他、目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第5条 本協会は、主たる事務所を会長の住所に置く。  
理事長は、理事会の承認を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 理事会

(設置)

第6条 本協会に、理事会を置く。

(権限)

第7条 理事会は、本協会事業運営に関する重要事項を決定する最高議決機関とする。

2 下記事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 理事長等役員の選任
- (2) 予算・事業計画及び資金計画
- (3) 決算及び事業報告
- (4) 各種規定及び規則に定められた事項
- (5) その他、理事会が必要と認めた事項

(組織)

第8条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、互選により理事長1名、副理事長2名を選任する。

3 理事長は、理事会を代表し総務する。

(理事の任命)

第9条 次に掲げる者は理事たる資格を有する。

- (1) 在籍する理事の3名以上の推薦をもって理事会の過半数賛成を得たる者
- (2) 本協会の支部協会理事長である者(学連を含む)

(理事会の招集)

第10条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事会は原則として年3回開催することとし、議長には理事長が就任する。緊急を要する案件の審議等理事長が必要と認めた場合は、随時開催することができる。
- 3 議事の決定は、理事の2分の1以上が出席し、且つ出席者の2分の1以上の賛成により成立する。賛否同数の時は、議長がこれを決定する。
- 4 召集を受けた理事は、やむを得ない場合を除き、理事会に出席しなければならない。
- 5 欠席する理事は、事前にその理由を理事長に連絡し、且つ議案に対する議決権を出席する他の理事に委任することができる。
- 6 議案提出権は全ての理事が平等に持ち、あらかじめ議長まで申し出なければならない。議案を提出した理事は、理事会において提案理由を説明しなければならない。

(理事等の住所等変更の報告)

第11条 理事会構成員に住所・連絡先等の変更が生じた場合は、当該構成員は速やか

に事務局に報告しなければならない。

(理事の任期)

第12条 理事の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

(理事の罷免)

第13条 理事会は、以下に該当する理事については、罷免しなければならない。

(1)理事としての職務を遂行せず、且つ本協会事業の遂行に寄与し得ないと認められ出席理事の3分の2以上の要求のある場合

### 第3章 役員

第14条 本協会に役員として、会長1名、副会長、顧問及び相談役を若干名置く。

(選任)

第15条 会長、副会長、顧問及び相談役は理事会の互選により選出し委嘱する。

(役員任期)

第16条 会長、副会長、顧問及び相談役の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

(理事)

第17条 前章に定める理事は本協会役員とする。

### 第4章 機関

(事務局)

第18条 本協会の事務局を会長の住所に置く。

(委員会)

第19条 本協会は、理事会の承認を得て、技術委員会、ドーピングコントロール委員会及び監査委員会を置くことができる。また、理事会が必要と認めた場合は、各種専門委員会等を随時設置することができる。

### 第5章 財務及び会計

(総則)

第20条 本協会運営に関しては、アマチュア競技団体としての責務を認識し、これに当る。

(資金)

第21条 本協会事業運営に関しては、次により資金を調達する。

(1)役員登録費

- (2)選手登録費
- (3)公認審判員登録費
- (4)各種大会参加費
- (5)各種講習会参加費
- (6)賛助会員会費
- (7)各種大会協賛費
- (8)その他

(会計年度)

第22条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経理)

第23条 本協会の経理は会長が管理し、必要な人員をもってこれに充てる。

- 2 本協会の年度収支(決算)については、翌年度の最初の理事会に提出し、承認を受けなければならない。

## 第6章 賞 罰

(表彰)

第24条 本協会事業運営に関し顕著な功績の認められる個人及び団体については、理事会承認をもって表彰することができる。

(罰則)

第25条 理事の職務に反した理事に対しては、理事会にはかり罰則の適用について懲罰委員会を設置し、その処分を定め理事会において出席理事の2分の1以上の賛成をもって決定する。但し、除名については、出席理事の3分の2以上の賛成を必要とする。

[罰則の種類]

- (1)除名
- (2)資格停止
- (3)勧告

## 第7章 雑 則

第26条 本規約の施行に必要な諸規定については、理事会の決議により別に定める。

第27条 本規約の改廃については、理事会の決議を経なければならない。

## 付 則

本規約は、令和5年7月1日より施行する。